

新旧対照表

新（平成31年度1次公募）	旧（平成30年度3次公募）
<p data-bbox="248 395 949 424">2019（平成31）年度障害者総合福祉推進事業（1次）</p> <p data-bbox="562 448 674 477">公募要項</p> <p data-bbox="120 555 1124 743">本事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。</p> <p data-bbox="120 767 1124 903">上記目的から、本事業は、別紙で定める指定課題について、実態調査、検討等を行う事業に対して所要の助成を行うこととしたので、以下の事項に留意の上、応募されたい。</p> <p data-bbox="114 983 282 1011">1～3 （略）</p> <p data-bbox="114 1027 1016 1056">4 提出書類（※提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）</p> <div data-bbox="181 1086 1077 1270" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="219 1118 976 1142">下記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること。</p> <p data-bbox="197 1169 1059 1222">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/cyousajigyou/index.html</p> </div> <p data-bbox="154 1329 775 1358">(1) 障害者総合福祉推進事業の実施に係る次の書類</p> <p data-bbox="190 1382 1124 1465">ア 2019（平成31）年度障害者総合福祉推進事業1次公募への応募について（別紙1）</p>	<p data-bbox="1361 395 1906 424">平成30年度障害者総合福祉推進事業（3次）</p> <p data-bbox="1599 448 1711 477">公募要項</p> <p data-bbox="1151 555 2154 743">本事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）を踏まえ、障害者施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1151 767 2154 903">上記目的から、本事業は、別紙で定める指定課題について、実態調査、検討等を行う事業に対して所要の助成を行うこととしたので、以下の事項に留意の上、応募されたい。</p> <p data-bbox="1151 983 1319 1011">1～3 （略）</p> <p data-bbox="1151 1027 2054 1056">4 提出書類（※提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）</p> <div data-bbox="1218 1086 2114 1270" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1256 1118 2013 1142">下記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること。</p> <p data-bbox="1234 1169 2096 1222">http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/cyousajigyou/index.html</p> </div> <p data-bbox="1196 1329 1816 1358">(1) 障害者総合福祉推進事業の実施に係る次の書類</p> <p data-bbox="1232 1382 2054 1465">ア 平成30年度障害者総合福祉推進事業3次公募への応募について（別紙1）</p>

新（平成31年度1次公募）

- イ 2019（平成31）年度障害者総合福祉推進事業国庫補助協議額調書（別紙2）
 - ウ 事業実施計画書（別紙3）
 - エ 事業の実施体制（別紙4）
 - オ 所要額内訳書（別紙5）
 - カ 委託料の見積書(写)（委託料を計上している場合）（様式なし）
 - キ 事業実施スケジュール表（年間）（別紙6）
 - ク 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし）
- （2）法人の概要、活動状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】
（略）
- （3）法人の経理状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】
（略）

※ 同一の実施主体が複数課題に応募する場合は、指定課題ごとに作成すること。ただし、（2）及び（3）については、最小の指定課題番号に係る応募書類に添付することで、他の指定課題に係る応募書類への添付は省略して差し支えない。

旧（平成30年度3次公募）

- イ 平成30年度障害者総合福祉推進事業国庫補助協議額調書（別紙2）
 - ウ 事業実施計画書（別紙3）
 - エ 事業の実施体制（別紙4）
 - オ 所要額内訳書（別紙5）
 - カ 委託料の見積書(写)（委託料を計上している場合）（様式なし）
 - キ 事業実施スケジュール表（年間）（別紙6）
 - ク 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし）
- （2）法人の概要、活動状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】
- ア 定款又は寄附行為（様式なし）
 - イ 役員名簿（別紙7）
 - ウ 法人の概況書（別紙8）
 - エ 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
※冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可）
- （3）法人の経理状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】
- ア 理事会等で承認を得た直近の収入支出予算書抄本（様式なし）
 - イ 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（写）（様式なし）

新（平成31年度1次公募）

5 提出期限

平成31年3月5日（火）（持参の場合は、午後5時まで）

※郵送による場合は当日の消印有効とする。

※提出期限を超過して届いた応募書類については、受け付けず返却する。

6 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

提出書類の送付先

<事務局>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課自治体支援係

(2) 提出書類のうち、4(1)の書類については、書類の提出と併せて、指定課題ごとに書類一式をPDFファイルとしたものを下記アドレスにメールで送付すること。（送付する際はメールの件名は「【法人名、指定課題番号】平成31年度障害者総合福祉推進事業1次公募応募」と入れること。）

なお、当該メールが「5」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵便等で届いていない場合には、応募書類を受け付けないので、留意すること。

※提出書類については、一式の複写版を作成し、原本とセットで提出すること。

旧（平成30年度3次公募）

5 提出期限

平成30年11月30日（金）（持参の場合は、午後5時まで）

※郵送による場合は当日の消印有効とする。

※提出期限を超過して届いた応募書類については、受け付けず返却する。

6 提出方法

(1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

提出書類の送付先

<事務局>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課自治体支援係

(2) 提出書類のうち、

- ア 平成30年度障害者総合福祉推進事業3次公募への応募について（別紙1）
- イ 事業実施計画書（別紙3）
- ウ 事業の実施体制（別紙4）
- エ 所要額内訳書（別紙5）

については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレスにメールに送付すること。（送付する際はメールの件名は「【法人名】平成30年度障害者総合福祉推進事業3次公募応募」と入れること。）

なお、当該メールが「5」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵便等で届いていない場合には、応募書類を受け付けないので、留意すること。

※提出書類については、一式の複写版を作成し、原本とセットで提出すること。

新（平成31年度1次公募）

旧（平成30年度3次公募）

（3）市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）の応募書類の提出は、都道府県を經由せず、直接厚生労働省に送付すること。

<電子媒体送付先アドレス>
syogaikaikaku@mhlw.go.jp

（3）市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）の応募書類の提出は、都道府県を經由せず、直接厚生労働省に送付すること。

<電子媒体送付先アドレス>
syogaikaikaku@mhlw.go.jp

7 事業採否の決定方法について

7 事業採否の決定方法について

（1）事前審査について

（1）事前審査について

ア 事務局の事前審査において、次のいずれかに該当する場合は、評価検討会の意見を聴いた上で、不採択とする。

ア 事務局の事前審査において、次のいずれかに該当する場合は、評価検討会の意見を聴いた上で、不採択とする。

（ア）**2020（平成32）**年3月31日までに終了しない事業である場合
ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。

（ア）平成**31**年3月31日までに終了しない事業である場合
ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。

（イ）～（キ） （略）

（イ）事業内容が指定課題の内容と明らかに合致していない場合

（ウ）国庫補助所要額が補助基準額を超過している場合

（エ）委託料の占める割合が事業の主たる目的である事務・事業の50%以上である場合

（オ）「事業に携わる者」と「経理に携わる者」が兼務している場合

（カ）財務諸表等の会計書類から法人の経営状況等に深刻な問題があると判断される場合

（キ）「4」に定める応募書類が全て提出されていない場合（定められた様式で応募していない場合も含む。）

イ （略）

イ 次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。

新（平成31年度1次公募）

（2）会計専門員による審査について

（略）

（3）評価検討会による審査について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、①事業実施計画書、②事業の実施体制、③所要額内訳書及び④事業実施スケジュール表のそれぞれについて、評価検討会において総合的な評価を行い、その評価結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。（2019
（平成31）年5月中を目途に内示予定）

【評価検討会での審査の主なポイント】

（略）

旧（平成30年度3次公募）

- （ア）法人格のない団体が応募している場合
- （イ）複数の法人が連名で応募している場合
- （ウ）「5」の期限を過ぎて応募書類が提出された場合

（2）会計専門員による審査について

（1）ア（カ）を判断するため、会計専門員により財務諸表等の審査を行う。審査の結果、法人の経営状況等に問題がある等の指摘があった場合には、会計専門員の助言に基づき、事務局において資料の追加提出を求める等により確認を行う。

（3）評価検討会による審査について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、①事業実施計画書、②事業の実施体制、③所要額内訳書及び④事業実施スケジュール表のそれぞれについて、評価検討会において総合的な評価を行い、その評価結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。（平成30年12月中を目途に内示予定）

【評価検討会での審査の主なポイント】

- 1 事業目的は、各指定課題の設定する背景・目的に沿っているものか。
- 2 事業実施計画書は、指定課題個票中の「求める成果物」に対応した事業内容であり、その手法も具体的・効果的で実現可能なものか。
- 3 提出される成果物は、厚生労働省の施策に活用できる等有用と認められるか。
- 4 事業実施上、効率的な体制が構築されており、スケジュールに無理がないか。
- 5 所要額内訳書は、事業の内容・手法に即した合理的・具体的な積算となっているか。
- 6 指定課題で求められていない部分に経費を計上していないか。また、過大な経費が計上されていないか。等

新（平成31年度1次公募）	旧（平成30年度3次公募）
<u>8～12</u> （略） 別紙省略	<u>8～12</u> （略） 別紙省略